

農業経営安定資金「特別融資枠」をご用意しました

1 目的

平成 30 年台風 21 号で被災し、施設の修繕など事業資金に支障をきたす農業者に対し、県、農協（市町村）が協力して低利の資金を融資することにより、経営を支援します。

2 資金の使いみち

農業用施設の修繕費、収穫減少に伴う運転資金等、農業経営に必要な資金

3 本資金を借りることができる方

一定の経営規模の農業者※で、平成 30 年台風 21 号の影響により、農業用施設に被害があったこと、又は、農業収入額に平年の 10%以上の損害があったことについて、市町村長の証明を受けた方

※ 主穀作については耕作面積がおおむね 100a 以上、その他の経営形態については、個別に対応しますので、融資機関窓口へご相談ください。

4 貸付条件等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 貸付金利 | 0.15% |
| (2) 貸付限度額 | 1,000 万円以内（特認の場合は 2,500 万円） |
| (3) 貸付期間 | 平成 30 年 9 月 21 日から平成 31 年 3 月 31 日まで |
| (4) 償還期限 | 7 年以内（うち据置期間 2 年以内） |
| (5) 融資機関 | 県内の各農業協同組合の本・支店 |
| (6) その他 | 借入にかかる相談や必要な申込書等の詳細については最寄りの農協、県（農林振興センター）、市町村にお問い合わせください。 |

【事務担当】

富山県農林水産部農業経営課
金融助成係 Tel076-444-3273